

# 大学に新しい風を

第 0 号

2004年5月20日  
発行：東京都立大学・短期大学教職員組合  
「大学に新しい風を」編集委員会

## 評論誌『大学に新しい風を』の発行にあたって

東京都立大学・短期大学教職員組合『大学に新しい風を』編集委員会

教職員組合では、以下の理由から新たに評論誌『大学に新しい風を』発行することにしました。

今年4月8日に出された大学管理本部長名「各大学教職員の皆様へ」なる文書にみられるように、現在の新大学設置に向けての進め方は、設置者が大学と協議することなく進められています。そのため、本年度の傾斜配分方式の予算にみられるように大学の教育と研究活動の実情を無視した事態が生まれています。このような事態は、教育と研究の活動を支える創造性を劣化させ、頭脳流出などマイナスの影響が生まれてしまうことが懸念されます。

このような事態を克服するために、まず、各大学・職場の実情や問題点および組合員の意見などを広く組合員と教職員が知る必要があります。そして、その解決のために知恵を出し合っていきたいと思えます。このような機会をつくるためにこの評論誌を発行します。できれば、意見・評論だけでなくインタビューや客観的なデータ・資料なども載せたいと思っています。

すでに、様々な問題が起こっていますので、まず、0号として試みに発行することにしました。

### \* 目次

「単位バンク制」は大学教育を破壊するおそれがある 山田雅弘・湯浅三郎

野本和幸先生（都立大学名誉教授・人文学部）メッセージ

### \* 編集委員募集

現在の編集委員は、宮原恒昱（都立大）、小国喜弘（都立大）、大串隆吉（都立大）、山田雅弘（科技大）、増田士朗（科技大）です。さらに、編集委員をつのります。組合書記局（内1990）までご連絡ください。

### \* 原稿募集

創刊号（次号）は、傾斜配分などの研究費問題を取りあげます。大学内外・組合内外から原稿を募集します。学外の方にも理解できるように工夫をお願いいたします。2000～8000字程度で、ワードで5月中に組合にお送りください。

連絡先は e-mail: union@apricot.ocn.ne.jp 電話: 0426-77-0213

# 「単位バンク制」は大学教育を破壊するおそれがある

都立科学技術大 山田雅弘、湯浅三郎

都が新大学（首都大学東京）で導入を検討している単位バンク制（注1参照）は非常に問題があり、学外だけでなく、学内の授業科目も毎年、登録授業科目として講義内容も含め評価・審査対象とされている（大学管理本部が任命した個人で構成された教学準備委員会の3/29の資料021～027）。これは、授業科目やその内容を検閲する制度であり、学校教育法59条に明白に反するだけでなく、学問の自由（憲法23条）に対する干渉が可能という点で重大な問題点を含んでいる。科目認定がされないと担当教員の講義する権利が剥奪されるだけでなく、必修科目が存在しないコースまであるため自由にカリキュラムとコースを廃止し教員を削減できる制度となっている。これは、教員の身分を不安定なものとする点で重大であるばかりでなく、学生が入学時に約束された受講の権利を侵害するものである。

3/29の教学準備委員会で多くの問題点が指摘されて継続審議とされていたにもかかわらず、4/8の大学管理本部長の全教職員への報告で、「全学的に単位バンクの導入に取り組むため、趣旨を徹底するとともにそれぞれ学問分野の特性もあることから、今後運用については学問分野別に設ける科目登録委員会（準備会）分科会等で意見を交わしていくことを了承した」とあたかも決定済みとされている点は、審議無視である。

## 単位バンク制の数々の問題点

### 1. 教授会の単位認定権限を奪う単位バンク制は、学校教育法59条違反

教育に関する大学の意思決定の主体は、「学位設計委員会」（学長が長で、学部長、企業経営者、企業からのキャリアカウンセラー等で構成）および「科目登録委員会」（学内委員・企業経営者等の外部有識者で構成）にあり、教授会には、科目審査認定の権限はなく、ただ「科目登録委員会の定める評価項目についてのデータを科目登録委員会に提出する」だけである（資料021）。これらの委員会は、教員と教授会の重要な責務である教育に関する権限（単位の認定、科目決定などのカリキュラム編成権、教育方針の決定等）を教授会から奪うものであり、明らかに学校教育法59条1項（大学には、重要事項を審議するため、教授会を置かなければならない）に反するものである。

### 2. 単位バンク制度 = 学内の授業科目の検閲制度

科目登録委員会は、全授業科目の担当教員に対して、昇任等の人事評価審査の資料よりも詳細な資料（注2参照）を審査のために毎年提出することを義務づけている。「評価に満たない授業科目は、新大学の単位として認定されない」。その結果、「首都大学東京においては、単位バンク未登録の授業科目は開講しない」（資料025）ことになる。とくに、人文系・社会科学系では、偏っていると、社会的なニーズがないとか、いくらでも内容に対する介入ができ、重大である。

### 3. 単位バンクに登録されないと担当教員は、講義をする権利を奪われる

自大学の授業でも「単位バンク」に登録されず、開講できない授業が発生する可能性がある。受講希望学生数がたまたまある年に少なかった場合に、その理由だけで、登録から外される可能性がある。登録されなかった場合、該当科目担当教員は授業をする権利「教育の自由」が奪われる。また、登録されなかった自大学科目が再登録されるチャンスについて、何も示めされておらず、認定結果への不服を訴えるしくみが存在しない。

#### 4．認定結果は、業績給・職務給にも響く

授業をする権利が奪われるだけでなく、職務給が減る可能性がある。また想定される危険性としては、単位の取りやすい授業には、非常に多くの学生が集まり、その学生数に応じて教員の業績評価がされ、給与(業績給)や研究費配分に直接反映されることになれば、さらに重大な問題となる。

#### 5．科目登録委員会メンバーは各教員を審査する学識があるか

科目登録委員会メンバーは、各科目担当の教員のプロフィール(資格・業績、専攻分野、研究テーマ、研究キーワード、最近の授業担当科目、研究業績、著書、論文、受賞、在外研究、主な学会活動、社会等とのかかわり等)を評価する場合、各委員は教員よりも優れた「資格・業績、専攻分野の学識」を有しているだろうか。そうでないなら、あたかも学位を有しない教員が学位審査をするようなものである。

#### 6．「学位設計委員会」は、コースを廃止できる

健康福祉学部を除き1学部は、1学科で構成され、それがいくつかのコースに分かれ、各コースに教員は所属することになっているが、資料023によると「現行のコース(=履修モデル)の点検・見直し、設置/廃止すべきコース(=履修モデル)の検討」が、教授会とは無関係な組織である学位設計委員会でなされるとされている。すなわち、科目登録委員会とは別に「学位設計委員会」は、学部のコースのカリキュラムを社会のニーズを踏まえ、独自の観点から変更できるのである。さらに、この文面通りの検討内容であるとすれば、極端な場合、学位設計委員会が不要と見なしたコースは、学科とは異なり容易に廃止でき、コース所属の教員を削減・配転できることを意味する。学科であれば設置基準上、廃止や定数の自由な変更ができないことになる。大学設置基準(文部省令28号)において「学部には、専攻により学科を設ける」こと、及び「学科は、それぞれの専攻分野を教育研究するに必要な組織を備えたものとする」こと(第4条)が定められていることに矛盾する。さらに学部及び学科の教育上の目的を達成するために「必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成する」こと(第19条)が求められている。

#### 7．単位バンクに登録されないと、再任拒否や整理解雇の対象ともなりうる

コースの中の履修モデルから外されれば、教員としての身分の保持・再任が困難となる恐れがある。すなわち、担当科目が登録され(開講でき)なかった場合、文部科学省に提出する「科目を担当することを承諾します」という就任承諾書と完全に矛盾することになる。一定期間、文部科学省の審査結果と科目登録委員会の審査結果とが混在し、かつ後者に優位性を持たせる内容である。登録否の場合は整理解雇の対象ともされかねない。

#### 8．教員は授業提供する派遣社員並み

教員は、授業を提供し、単に授業を行うだけの派遣社員と同じ扱いになっている。管理本部の人事政策では、非常勤講師との契約の形を、現在の「労務契約」的な形から、「委託契約」的なものへ変更していく動きがあり、常勤教員にも同じような扱いが可能であり、その究極の形が、全教員の任期制として体現しようとしていると考えられる。

#### 9．必修科目を設けるとは申請書準備書面で述べてない

教学準備委員会資料021では、「必修科目を設けない」と記述している一方で、設置申請書17頁に「新大学の教育のアイデンティティを確保する意味で、学内での履修を要する科目を指定するなど、さらに一定の制限を設ける」と必修科目を設けるがごとく書いてある。文科省向けの設置申請書と内部向けとで二枚舌を使っている。2/5第5回教学準備委員会資料2では、必修科目という用語の代わりに「必須」科目という用語を用いている。すなわち「必須科目は、・・・自大学での履修を義務づけるものではない」、「必須科目であることは、専任教員が担当しなければならないこと

を要求するものではない」とあからさまに教員削減が可能であることを示している。

#### 10．必修科目を設けないので、専任教員を必要としない

「必修科目を設けない」ので、担当する専任教員が必ずしも必要としないことになり、また「学外の教育資源を活用する」という単位バンク制の考え方は、必要な教員数を確保せずに、外部依存で大学を運営しようとしていることは明白である。外国語教育等の一部外部委託の方針であるが、これはすべての科目に適用されるおそれがある。このようにして、教員の削減が可能となる。現状でも教職員の削減により公立大の中で最悪の教育研究条件となっている（教官当たりの院生数が多くて、他の公立大の中で最も教育研究条件の悪い大阪府大の教官数のレベルにまで改善するには、科技大で現在57名を171名、都立大で634名を810名の教員数へと合計281名増員の必要がある）。

#### 11．科目の履修順序・年次指定なしでは、学習効果を損なう

高度化した専門教育科目は、学問体系として相互に有機的に関連しあっており、順序性・体系制を持って学習する必要がある。科目の履修年次を定めない単位バンク制の方式は、学生の学習効果を著しく損なうものである。大学設置基準に、学部及び学科の教育上の目的を達成するために「必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成する」（第19条）、「各授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分け、これを各年次に配当して編成する」（第20条）と規定している理由である。

#### 12．学生の学習権を侵害

登録されないと、当然シラバスから排除され、学生はその科目が存在したことすら知らされず、学生の受講権利（学習権利）が侵害されることになる。学生は、大学に入って、来年度 科目を受講しようと履修計画を立てていても、翌年度にその科目がなくなってしまうことも起こる。学生に対する契約違反になり、裁判に訴えられれば敗訴必至であろう。ある学科の例では、教授も助教授も助手も3年生の学生実験を実質的に教えているため、この時間帯に1、2、4年生の講義を開講することができなくなっている。教員の数を削減すれば、時間割を作成することができなくなり、月曜日は1年の講義だけ、火曜日は2年、水曜日は3年、木曜日は4年、金曜は大学院生のように、学生は特定の曜日にだけ授業があり、他の曜日は全く授業がないという時間割になる危惧もある。

#### 13．学生の経済負担増大を前提とする単位バンク制

受講料の免除を規定した単位互換協定を結ぶのではなく、「大学間の協定などにこだわらず、単位バンクの趣旨に賛同する全国の教員に参加してもらおう」（資料 021）としており、科目等履修生として受講料を支払うこと、経済的負担増を前提にしている。

#### 14．二枚舌の単位バンク制

設置審への申請書準備書面では、「単位バンク制度」は、他大学の科目を認定して登録できると書いてあるだけで、自大学科目を評価して、登録する（登録されない可能性がある）という読み方ができるように書いてない。つまり、設置申請書上では、自大学の授業科目審査については隠してある。このように重大なことについて、単位バンクに関して二枚舌を使っているのは、重大な問題である。

#### 15．キャリアカウンセラーは教員の生殺の与奪権を握る

キャリアカウンセラー（複数の企業を経験した大学外の人間約3名が担当）は、全学生（1800名/学年×4）に責任を持って学内外の全科目を適切にアドバイスできるだろうか。科目登録委員会の評価が低い科目や消えるかもしれない科目を学生にはアドバイスできず、その結果、その科目を履修する学生数は減り、さらにその科目の評価が下がり、最終的にはその科目は登録から削除され、担当教員は大学を去るはめになる可能性がある。キャリアカウンセラーは科目を淘汰する上で、

重要なキャスティングボードを握ることになる。

#### 16. 大学の経営破綻を招く「単位バンク制」

単位別の従量料金で授業料を設定することが検討されているとのことである。これは純粋に経営戦略の観点からすれば、大学の収入減・経営破綻を招く恐れが大である。学生は単位を取れることを最優先することになれば、同じ教科であっても単位の取りやすい大学で、しかも甘い点を付けてくれる所、または科目受講料の安い所を選択することは容易に想像される。単位を取ろうとして時間がかかるよりは、取りやすい大学でどんどん単位を取得して、早期に卒業した方が、経済的であり、純粋経済学的に考えて、当然そうなる方向を選択すると考えられる。これでは、本務の大学へ入るべき授業料収入が、激減する事態も予想される。

#### 17. 単位バンク制は、JABEE 認定が全く不可能で、国際的品質保証外

単位バンク制度の提案者は、JABEE（注3）による日本技術者教育認定制度（工学・農学系の大学の教育水準に関する米国由来の国際的品質保証の認定制度）に関する認識の欠如に基づいているのか、あるいは故意に無知を装っているとしか考えられない。必修科目を設けないという新大学は、JABEE 認定の獲得が不可能となる単位バンク制度で設計している一方で、他大学の JABEE 認定教育プログラム内の科目を単位バンク科目として登録するのは、大きな自己矛盾である。自前で用意できない科目について他大学の科目、とくに JABEE 認定の教育プログラム内の科目を単位バンクに登録できる科目候補としているが、これは、他大学が JABEE 認定を得るために行った努力（学科あるいはプログラム当たり 125 万円の認定コストおよび毎年 10 万円 / プログラムの維持コスト）を横取りするようなものであり、他大学が許可するか疑問である。これらは、技術士の資格が取得できるように JABEE 認定を獲得する方向に動いている多くの工学系大学の趨勢に逆行するものである。

#### 18. 単位バンク制は大学としての自己責任の放棄

「すべての科目は単位バンクに登録されている他大学科目や社会経験等で代替することができる」（第5回教学準備委員会資料2）と書いてある一方で、設置申請書 17 頁に「他大学など学外における学修により習得した単位を卒業要件単位数に含められるのは、60 単位を越えない範囲とする」と書かれており、また二枚舌を用いている可能性がある。前者の場合には、文部科学省の指針である 60 単位を超える単位を他大学でとることも可能であり、大学卒業資格認定における大学の自己責任を放棄するものである。また十分な授業科目を自大学において開設しないまま教育課程を設定することが可能となれば、重大な影響を全国の大学に及ぼしかねないものとなる。

#### 19. 社会ニーズに合わせたカリキュラムの問題点

単位バンクの必要性として社会が求めるカリキュラムとするとあるが、社会情勢は、半年、1年で次々と変わり、1年生に最新の社会が求めるカリキュラムを提供できたとしても、4年後には、古ぼけた知識になっている可能性がある。バブル全盛時代、株式投資の専門家を養成しても、バブルがはじけてしまえば、結果的に「就職先が無い大卒者」を育成したことになる。

#### 20. 単位バンクはカリキュラムの本質をゆがめる

「この委員会(科目登録委員会)の機能を通し、他大学も含めた授業科目間の競争を実現し、本大学についても教育レベルの向上をめざす」（設置申請書 17 頁）と書かれているが、これは大学の授業カリキュラムに対する認識不足を示している。教育レベルの向上は、競争だけで上がるものではない。授業科目は、ばらばらの科目が並列にあるのではなく、カリキュラム体系として構成され、1つの授業科目が、他の授業科目と関連しあって、全体として教育効果をあげているという側面がある。そこには授業科目間の競争というより、むしろ協力関係が必要であり、教育効果を高めるための創意工夫を情報交換できる風通しのよい組織が求められている。単位バンク制度による授業科

目間の無用な競争は、カリキュラム全体として、大幅なレベルダウンを招くことになる。

### 注1： 単位バンク制（単位バンクシステム）とは

新大学の教育課程編成上の特色としてこの制度をあげている。そこでは「自らの大学の授業科目に加え、大学が適当と認めた他大学の授業科目や、大学が適当と認め授業科目に位置付けた学外での学修や体験」がこのシステムに登録され、各学生はそれらの中から選択して履修することにより、「それぞれの個性やライフスタイル、希望するキャリア形成に合わせた柔軟な履修形態」が可能になるとされている。具体的には、教授会とは別組織である、学長・副学長・部局長に外部有識者等を加えた「学位設計委員会」が教育課程とその履修により授与される学位を設計し、学内教員と企業経営者等学外者によって構成される「科目登録委員会」が設計された学位に必要とされる授業科目群（教育課程）に登録する授業科目を評価・認定するとされている。（大学管理本部の「設置認可申請関連・全学編」の「学部の教育課程の編成の考え方及び特色」より）

### 注2： 単位バンク登録科目として認定するための評価項目

資料022の「単位バンクシステムを支えるしくみ」の2ページ目に「学内・学外の授業科目等を一定基準の下に評価し、単位バンク登録科目として認定する」と書かれており、「評価対象」として、「首都大学東京の全授業科目」を外部有識者（企業経営者等）を含む「科目登録委員会」が、「同一科目についても毎年評価を行う」とされている。その評価基準項目としては、教員の資格・業績（現職、生年、最終学歴・学位、専攻分野、研究テーマ、研究キーワード、最近の授業担当科目、研究業績、著書、論文、受賞、在外研究、主な学会活動、社会等とのかわり等を記入）、授業方針、詳細な授業計画・内容、使用テキスト、習得できる知識・能力、開講率、学生からの評価、成績評価の方法（レポート、試験の例示など）を示さなければならないことになっている（資料026参照）。

### 注3： JABEE 認定とは

JABEE (Japan Accreditation Board for Engineering Education、日本技術者教育認定機構、<http://www.jabee.org/>) 認定 は、学科、コースあるいはプログラム全体として、実施されている技術者教育が、社会の要求水準を満たしているかどうかを JABEE が公平に評価して一定水準を満たしているかどうかを認定する制度で、別記1に示すような技術者教育プログラムの審査項目について詳細に審査される。特に教員数と相互の協力組織、施設・設備、財源とともに、科目全体で JABEE が課しているキーワードや総学習時間 1800 時間など教育目標が、どのような形で実現されているかを示す証拠資料（別記2）の提示が義務づけられている。また、4年前に教育目標と科目が公開されている必要がある。これらのことが不可能な点で、単位バンク制を採用する新大学は、JABEE から認定が得られないことは明白である。

#### （別記1）技術者教育プログラムの審査項目

1) 学習・教育目標（分野別要件で要求される知識・能力）2) 学習・教育の量（1800 時間以上の総学習時間、うち人文・社会科学 250 時間以上、専門 900 時間以上）3) 教育手段として、a. 入学者選抜方法（目的・目標を達成するために必要な資質を持った学生を入学させる方法、編入生の既修得単位に対する互換性評価法）b. 教育方法（学習・教育目標との対応、科目の位置付け、教育方

法、成績の評価方法) c. 教育組織(目標を達成するために必要な教員数、教員の質的向上を図る仕組み、教員の教育活動に関する評価法、教員のコラボレーションネットワーク組織) 4) 教育環境(施設・設備、財源、勉学への支援体制) 5) 学習・教育目標達成度の評価と証明(目標達成度の評価基準とそれに基づく評価、総合的な達成度評価、厳密な成績管理) 6) 教育改善(自己点検システム、教育手法や教育環境の改善活動)

(別記2) 提示すべき証拠資料

- 1) 入学時に4学年分の教育目標等の公表印刷物による公開・周知(目標と科目の対応関係の明示)
- 2) 委員会議事録、3) 試験結果(合格最低クラスの答案)
- 4) 講義資料、教科書、5) 修了生の存在、6) 履修者の名簿、履修の決定ルールの開示

### < 教員の感想 >

この単位バンク制度の案を考えた方は、余程ひどい大学のひどい講義を聴いていたのではないかと、その恨み辛みが、文章ににじみ出ていると感じられる。いまどき、講義内容が陳腐で聴講に値しない講義が、淘汰されずに継続されているということを知ることがない。今の学生の評価は厳しいモノがあり、陳腐な講義であったら、だれも出席しなくなる。大学管理本部が心配するよりも早く、閉講されていると思う。すなわち、権力による授業科目の認定や廃止でなく、学生・院生による自然淘汰に任せるべきではないか。

---

## 野本 和幸先生(東京都立大学名誉教授・人文学部)のメッセージ

都立大を退職後に急にこのような事態となり、在職中の旧同僚の労苦、学生たちの動揺を見聞するにつけ、切齒扼腕しておりましたが、鬼界氏のご提案も一つのありうるやり方であると思い、連署者に加えさせていただきます。石原知事は、長期に亙る旧都大学管理本部と大学側との、ほぼ同意に達していた共同の検討案を突如一切反古にし、旧大学本部長を更迭、これまで大学の研究・教育に何の知見も経験もないひとびと(港湾局と労務管理の辣腕家だそうです)を、新たに大学管理本部の中心に任命しました。こうした恣意的な手法の横暴さは全く暴挙という他はありません。が、予備校に理念設計を委託すると聞くに及んで、知事・新大学管理本部ならびにそのプレ ン(これもいとすれば公開されるべきものです)が、何の新大学構想も持ち合わせていなかったことを自ら暴露したもので、無責任極まりなく、任命者の知事の責任は重大です。戦後50年を掛けて多くの教職員・院生・学生たちの努力によって営々として築かれてきた東京都立大学の実績が、無知蒙昧なひとびとの、「教授連は古い、単なる保身だ」といった何の実質ももたない無責任な空言・恫喝と権力行使によって、一瞬にして崩壊の危機に立たされていることに、深い憤りを覚えます。こうしたことが、独立法人化を目前にしている全国の国公立大学に波及しかねないとしたら、それは、日本の学問・文化に対する恐るべき破壊をもたらすに相違ないと憂慮します。大学での研究・教育には、長期に亙る持続的な努力が必要なことは言を待ちませんが、官産学の関係に関しても、短期的な目先の効果のみを狙うのは産学いずれにとっても、やがては自殺行為に終わります。我田引水で申し訳ありませんが、私がいくらか調べている19世紀から20世紀への変わり目に、ドイ

ツのイエーナ大学の哲学部数学科の片隅で、学界からも同僚からもさして認められず正教授にもなれなかった G・フレーゲという人物が切り拓いた新しい現代論理学が、100年後の今日のコンピュータ時代を用意する基礎を築いたのでし

た。何の役にも立ちそうになかった彼の研究を支えたのは、(当時、医学・生物学の進歩で顕微鏡の需要が急速に高まり、カメラ熱と相俟って)光学理論によってツアイス光学器機企業を世界的企業にしたその師アッベ(これは大学発のベンチャー・ビジネスの典型)で、ツアイス財団の非公式な援助(産学協同の見本)と、財政的に厳しい状況にもかかわらず、大学を重視し学問の自由を尊重した当時のワイマール宮廷政府の優れた文化政策だったのでした。ところで、大学にも一定の合理化が必要なことは、既に大学構成員による提案でも、苦渋を伴いつつ、考慮されています。しかし都立大管理本部案の乱暴さは想像を絶したものです。その案では、現都立大の大方は、「都市教養学部」に括られています。一体これは何を指す学部なのでしょう。しかも驚くべきことに、この学部からは、国語・国文学がすべて排除されています。まともな国の首都にある代表的な大学で、自国の言語も文学も研究・教育しないなどという話は聞いたことがありません。パリ大学で、ロンドン大学で、ベルリン大

学で、あるいは NY のコロンビア大学、ボストンのハーヴァードで、そんな馬鹿げた発想が口にされたことさえあるでしょうか。また「国際都市」東京の「都市教養学部」では、洋の東西を問わず諸外国の哲学・歴史研究教育教員は半減、英米・独・仏・中国の文学・言語の研究・教育は全廃され、せいぜい成人教育にあたるエクステンション・センターでやればいいのかさうです。どこかの孤島の排外主義のような、独りよがりの大学が、まともな国の首都の大学で提起されたことさえあったのでしょうか。都立大の元教員であったので、口幅ったいことではありますが、例えば一番の目の仇にされている人文学部は、客観的に見て、第三者の多数の専門研究者たちによる何回かの評価で、トップ・クラスにランクされ、事実幾多の優れた研究者たちが日本の研究をリードしてきましたし、またそうした研究者も輩出してきました。のみならず、諸外国の一流大学、例えば、オックス・ブリッジ、パリ、ゲッティンゲン、ハーヴァード、プリンストン、スタンフォード、バークレイ、UCLA、北京大学等、の一流の学者たちの間で、TMU の評価は決して低いものではありません。こうした長い間の努力が、大学構想を予備校に委託し、大学院構想に至ってはまだ全く白紙でしかないような、貧困・低次元の権力者の恣意によって、破壊されるのは見るに忍びないものです。現在の都立大構成員をすべて排除して進められている都立大学の廃校・新大学の新設(それを都は文部科学省に対しては「改組」と称しているようですが)は、極めて異常な設立ないし改組過程で、その認否に関しては、文部科学省の大学設置審議会において、当然のことながら、厳しい審査の対象とされるべきものです。

なお、文部科学省に要請するというのも、元来、やや抵抗感もあり効果も疑問でしたが、大学設置審は専門研究者たちから構成されているので、そこでの慎重審議を訴える意義はあるかと、署名したのでした。

(なお、これは筑波大の鬼界彰夫氏が提唱した文科省へ1月に提出した要請書の賛同署名への意見です。ご本人の了解を得てここに転載します。)